平成２９年（フ）第２８７２号
神奈川県大和市福田２丁目28番地４　シャルム桜ケ丘103号
債務者　押野　陽子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９２６号
神奈川県綾瀬市小園1405番地６
債務者　白井　武志
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９３２号
神奈川県茅ヶ崎市香川２丁目23番４号　コーポキャッスルＡ202
債務者　五十嵐達男
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４４２号
神奈川県小田原市寿町１丁目７番19―403号
破産者　最上　博明
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８４号
神奈川県厚木市岡田５丁目３番26号　ハイツ横山Ａ―103
破産者　赤坂　早苗（旧姓小林）
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６２７号
札幌市東区北25条東19丁目１番６号、開始決定時の住所札幌市手稲区富丘３条１丁目８番53―４号
破産者　齊藤　利幸
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４号
群馬県安中市松井田町新堀411番地１
破産者　大内　和幸
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６８号
群馬県高崎市新町1426番地４　ガーデンクレストＡ102号
破産者　辻本　利幸
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２４号
群馬県高崎市三ツ寺町957番地８
破産者　飯干　一弘
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２５号
群馬県高崎市三ツ寺町957番地８
破産者　飯干せつ子
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１４３号
群馬県高崎市下里見町2714番地５
破産者　松井　映章
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１８７号
群馬県藤岡市藤岡2279番地９
破産者　国井　光弥
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１８９号
群馬県藤岡市中栗須232番地８　カネザワハイム藤岡　第３Ａ号室
破産者　竹村　克己
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１９０号
群馬県藤岡市中栗須232番地８　カネザワハイム藤岡　第３Ａ号室
破産者　竹村　保子
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１９１号
群馬県藤岡市藤岡775番地13
破産者　竹村　直樹
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２号
神奈川県南足柄市中沼139番地７
破産者　淺波　誠治
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１３号
神奈川県南足柄市狩野67番地２　エクセレントハイム104号室、破産手続開始決定時の住所神奈川県南足柄市中沼139番地７
破産者　淺波　一江
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５４号
石川県小松市矢田野町50の39番地１
破産者　和太鼓ＯＴＯｓｏｕｎｄこと　岩城　博之
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部